

公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定（平成十七年四月二十五日告示第六百九号）新旧対照表

改正後			改正前			
○公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定			○公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定			
環境基本法（平成五年法律第九十一号） <u>第十六条第二項第二号ロ</u> の規定に基づき、次の表の水域の欄に掲げる公共用水域が該当する水域類型（水質汚濁に係る環境基準について（昭和四十六年環境庁告示第五十九号）別表2の1の（2）に掲げる類型をいう。以下同じ。）を次の表の該当類型の欄に掲げるとおり指定するとともに、当該水域類型に係る基準値の達成期間を同表の達成期間の欄に掲げるとおり定める。			環境基本法（平成五年法律第九十一号） <u>第十六条第二項</u> の規定に基づき、次の表の水域の欄に掲げる公共用水域が該当する水域類型（水質汚濁に係る環境基準について（昭和四十六年環境庁告示第五十九号）別表2の1の（2）に掲げる類型をいう。以下同じ。）を次の表の該当類型の欄に掲げるとおり指定するとともに、当該水域類型に係る基準値の達成期間及び暫定目標をそれぞれ同表の達成期間の欄及び暫定目標の欄に掲げるとおり定める。			
水域	該当類型	達成期間	水域	該当類型	達成期間	暫定目標
八田原ダム貯水池（芦田湖）（全域）	湖沼A	イ	三川ダム貯水池（神農湖）（全域）	湖沼A	ニ	平成二十二年度までに 化学的酸素要求量四・六 （単位 一リットルにつき ミリグラム）
	湖沼Ⅲ （全窒素の項目の 基準値を除く。）	ハ		湖沼Ⅲ（全窒素の項目の 基準値を除く。）		
八田原ダム貯水池（芦田湖）（全域）	湖沼Ⅲ（全窒素の項目の 基準値を除く。）	ハ	八田原ダム貯水池（芦田湖）（全域）	湖沼A	イ	
				湖沼Ⅲ（全窒素の項目の 基準値を除く。）	ハ	
（注） 達成期間の分類は、次のとおりとする。 1 「イ」は、直ちに達成 2 「ハ」は、五年を超える期間で可及的速やかに達成			（注） 達成期間の分類は、次のとおりとする。 1 「イ」は、直ちに達成 2 「ハ」は、五年を超える期間で可及的速やかに達成 3 「ニ」は、段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速や			

改正後	改正前
	<u>かな達成に努める。</u>